

## 児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の趣旨

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずること。

### 第二 児童福祉法の一部改正の要点

#### 一 里親制度の見直し

1 養子縁組を前提としない養育里親について、要保護児童の養育を希望し、かつ、都道府県知事が行う研修を修了したこと等の要件を満たす者であつて、養育里親名簿に登録されたものとすること。（第六条の三関係）

2 都道府県の業務として、里親に対する相談、情報提供、助言、研修その他の援助を追加するとともに、当該業務に係る事務を厚生労働省令で定める者に委託できるものとすること。（第十一条関係）

3 養育里親名簿の作成、養育里親の欠格要件等について規定すること。（第三十四条の九及び第三十

## 四条の十関係)

### 二 児童自立生活援助の実施に係る見直し

児童自立生活援助の実施について、都道府県による措置から、義務教育を終了した児童又は都道府県の措置を解除された満二十歳未満の者からの申込みによる実施へと仕組みを改めるとともに、申込みの手続、都道府県による情報提供等について規定すること。（第三十三条の六関係）

### 三 新たな子育て支援事業の実施等

#### 1 新たに規定する子育て支援事業の定義

(1) 乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言等の援助を行う事業をいうものとすること。（第六条の二第四項関係）

(2) 養育支援訪問事業とは、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）及びその保護者、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦（以下「特定妊婦」という。）等（以下「要支援児童等」という。）に対

し、その養育が適切に行われるよう、要支援児童等の居宅において相談、指導、助言等の必要な支援を行う事業をいうものとすること。（第六条の二第五項関係）

(3) 地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う事業をいうものとすること。（第六条の二第六項関係）

(4) 一時預かり事業とは、家庭における保育が一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かる事業をいうものとすること。（第六条の二第七項関係）

2 市町村は、1に掲げる事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとすること。（第二十一条の九関係）

3 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施するよう努めるとともに、これらの実施に当たつては、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めるものとすること。（第二十一条の十の二及び第二十一条の十の三関係）

4 都道府県知事は、母子保健に関する事業等の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の現在地の市町村長に通知するものとすること。（第二十一条の十の四関係）

5 市町村、社会福祉法人等による子育て支援事業の実施に係る届出等について規定すること。 (第三十一条の九から第三十四条の十三まで関係)

#### 四 小規模住居型児童養育事業の実施等

1 小規模住居型児童養育事業とは、都道府県による措置に係る児童について、要保護児童の養育に關し相当の経験を有する者等（里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいうものとすること。

##### （第六条の二第八項関係）

2 国及び都道府県以外の者による小規模住居型児童養育事業の実施に係る届出等について規定すること。 (第三十四条の三から第三十四条の六まで関係)

五 要保護児童対策地域協議会において支援の内容を協議する対象として、要支援児童及びその保護者並びに特定妊婦を追加するとともに、要保護児童対策調整機関は、その事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くよう努めるものとすること。 (第二十五条の二関係)

六 児童相談所長又は都道府県が児童又はその保護者の指導を委託する場合の委託先について、当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを追加すること。 (第二十六条第一項及

び第二十七条第一項関係)

七　被措置児童等虐待について、児童養護施設の職員等が入所児童等に対してもう暴行等とするとともに、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務及び被措置児童等による届出、都道府県が通告等を受けたときに講ずべき必要な措置等について規定すること。 (第三十三条の十から第三十三条の十七まで関係)

八　児童家庭支援センターについて、専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応並びに市町村への援助を行うものとするとともに、児童福祉施設への附置要件を削除すること。 (第四十四条の二関係)

九　児童福祉法に規定する各事業を行う者、里親又は児童福祉施設の設置者は、児童、妊娠婦等の人格を尊重するとともに、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとすること。 (第四十四条の三関係)

十　家庭的保育事業の実施等

1　家庭的保育事業とは、市町村が保育に欠けると認める乳幼児について、家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業をいうものとすること。 (第六条の二第九項関係)

2 市町村は、保育に対する需要の増大、児童数の減少等、保育所における保育ができないことについてやむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育等の適切な保護を行わなければならぬるものとすること。（第二十四条第一項関係）

3 市町村による家庭的保育事業の実施に係る届出等について規定すること。（第三十四条の十四から第三十四条の十七まで関係）

## 十一 その他

- 1 罰則について必要な規定の整備を行うこと。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 次世代育成支援対策推進法の一部改正の要点

一 国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策の推進に努めるものとすること。（第四条関係）

## 二 市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る見直し

1 行動計画策定指針の記載事項として、市町村行動計画において保育の実施の事業、放課後児童健全

育成事業等の次世代育成支援対策に係る目標等を定めるに当たつて参酌すべき標準を追加すること。

（第七条第二項関係）

2 市町村及び都道府県は、行動計画を策定又は変更しようとするときは、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。（第八条第四項及び

第九条第四項関係）

3 市町村及び都道府県は、定期的に、行動計画に基づく措置の実施状況に関する評価を行い、必要に応じて行動計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとすること。（第八条第七項及び第九条第七項関係）

4 都道府県行動計画に記載する次世代育成支援対策の例示として、保護を要する子どもの養育環境の整備を追加し、当該事項が都道府県行動計画の内容となることを明確化すること。（第九条第一項関係）

三 一般事業主行動計画に係る見直し

1 一般事業主のうち、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられる範囲につ

いて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものから百人を超えるものへと拡大するとともに、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられる範囲について、三百人以下のものから百人以下のものに変更すること。（第十二条第一項及び第四項関係）

2 一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならないものとするとともに、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するよう努めなければならないものとすると。（第十二条第三項及び第五項関係）

3 一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、これを労働者に周知しなければならないものとするとともに、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、これを労働者に周知するよう努めなければならないものとすること。（第十二条の二第一項及び第二項関係）

#### 四 特定事業主行動計画に係る見直し

- 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知しなければならないものとすること。（第十九条第四項）
- 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとすること。（第十九条第五項）

#### 五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 社会福祉法の一部改正の要点

- 児童福祉法に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業を第二種社会福祉事業に追加すること。（第二条第三項関係）

#### 第五 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定め

る日から施行すること。 (附則第一条関係)

1 第三の一並びに二の1及び2 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める  
日

2 第二の一 平成二十一年一月一日

3 第二の十並びに第三の二の3及び4 平成二十二年四月一日

4 第三の三の1 平成二十三年四月一日

## 二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。 (附則第二条関係)

## 三 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第三条から第十七条まで関係)